欧州における電力自由化の動向

背 景

わが国に相応しい電力自由化の方向性を検討していくためには、諸外国における先行事例の評価が有用である。2003年EU指令の遵守状況と競争評価が注目されている欧州の動向や、わが国同様相対取引を中心とし、2005年4月からスコットランドを含む英国大で運用されるようになった英国の電力取引制度BETTA(British Electricity Trading and Transmission Arrangements)の動向は、わが国の自由化の方向性の検討にも有用な情報を提供する。

目 的

欧州における電力自由化動向について、2003年EU指令の遵守状況や競争評価の調査を行う。また、英国イングランド・ウェールズ・スコットランドの電力取引制度BETTAについて、卸電力価格や取引量データに基づき、最近の動向を調査・分析するとともに、課題の整理を行う。

主な成果

【EUの動向】

- (1) 欧州では独立の規制官の設置、送電の法的分離、全面自由化などを含めた2003年のEU指令を、2004年7月までに国内法化することが定めされていたが、ほとんどの国は期限までに完了することができなかった。しかし、2005年11月時点では未遵守の国は4カ国となり、これらの国については、既に欧州裁判所への提訴が行われている。
- (2) 欧州委員会は、現状では電力価格の地域格差が見られ、越境取引量も限られているため、市場統合は不十分と考えている(図1)。この主要因として国際連系線容量の不足を挙げており、容量拡大の必要性を指摘するとともに、ボトルネック解消のためには、市場メカニズムに基づく混雑管理が必要であるとしている。
- (3) 国内市場では少数の事業者による集中度が非常に高く、供給者変更も、産業用需要家については高いものの、中小事業者や家庭用需要家では進んでいない。事業者の独占・寡占状況が供給者変更阻害の要因になると指摘されている。

【英国の動向】

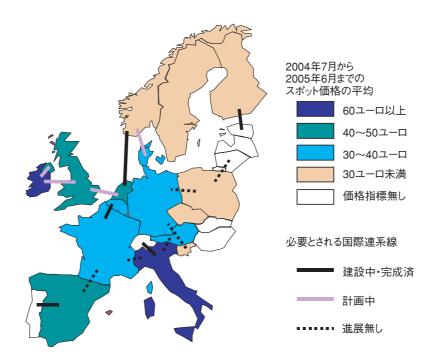
- (4) 2005年4月から運用されているBETTAの下での電力市場構造は、NETA (New Electricity Trading Arrangements) をほぼ踏襲した形となっている。BETTA独自の特徴点は、唯一の英国大のシステム 運用者 (GB-SO) が存在していることであり、NGC (NETAの下でのイングランド・ウェールズのSO) がその任に当たっている。
- (5) NETAと同様、BETTAの下では、卸電力市場におけるほとんどの電力取引は相対契約で行われている。 卸電力価格の水準は、欧州大陸で運営される流動性の高い取引市場の価格水準と高い相関を有しており、 このことは、英国では取引所での流動性は低いものの、相対も含めた卸電力市場全体として、当初心配 された市場支配力の問題もなく機能していることを示している(図2)。2005年には長期契約(月契約 や季節契約など)取引量が減少したが、このような動向は欧州の他の市場にも見られるため、BETTA への制度変更によるものではない。
- (6) わが国では、米国PJM (Pennsylvania-New Jersey-Maryland) やNYISO (New York ISO) に見られるようなプールモデルではなく、英国をはじめ欧州各国で指向している相対取引モデルを採用した。BETTAの経験から、このような相対取引中心の制度も十分機能し得ることが示された。

今後の展開

引き続き、欧州における電力市場自由化の動向と課題についてフォローアップし、わが国に相応しい電力自由化のあり方を議論する上で有用な情報提供を行っていく。

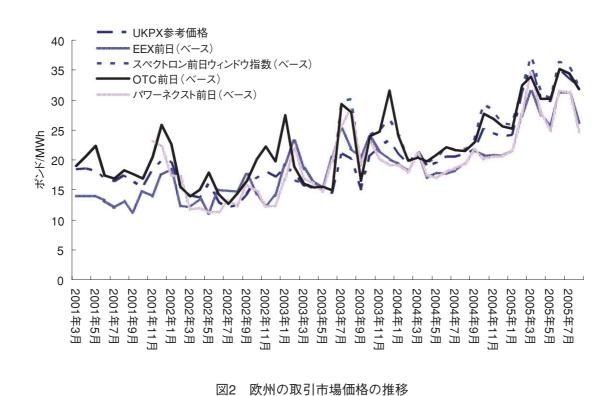
主担当者 社会経済研究所 事業経営・電力政策領域 主任研究員 後藤 美香

関連報告書 「欧州における電力自由化の動向―英国BETTAの下での電力取引動向を中心に―」電力中 央研究所研究報告: Y05009



出所: European Commission (2005)

図1 域内の電力価格差



注)卸電力価格は、燃料価格の高騰や排出権証書価格の上乗せにより上昇している。